

## 学生をむしばむ奨学金法学部3年

田中 稔十

経済学部2年 熊谷 優太郎

法学部1年 橘 みのり

現在、日本の学生の二人に一人は借りている奨学金。そしてそのほとんどが卒業後に返さなければならぬ、所謂「貸与型奨学金」である。

仮に4年間、毎月12万を「日本学生支援機構」から借りたとして。すると、総額は576万円となり、20年返済で仮に年3%の利息を加えると637万5730円となる。卒業後、学生はずっしりと重い借金を背負って、社会へと出て行くわけである。もし返す期限に遅れたら年5%の延滞金を上乗せされ、ブラックリストに信用情報を載せられる。返済が滞れば、裁判所から支払いの請求を送られる。受給者本人が亡くなっても請求書は白紙にならず、それはそのまま遺族の肩にのしかかることもある。救済制度はあるが、その中心は返済期間を伸ばすだけであって、返済金額は減らない。つまり、一生を使って返済していくことになりかねないのである。これが、日本の奨学金事業を担う「日本学生支援機構」の仕組みである。

「おかしな話だと思うんです。」奨学金問題対策全国会議の事務局長、岩重佳治弁護士(59)は憤りをあらわにする。彼に言わせれば、奨学金は一般的な借金とは大きく異なるという。なぜなら、たとえ返せる当てが無くても奨学金は借りることが出来るからである。けれども、今の世の中安定した職に就けるという保証はないし、突然何が起こるかもわからない。大病を患うかもしれないし、事故に遭うことさえありえる。しかし、いかなる壁にぶつかったとしても、奨学金の返済処理はほとんどの場合機械的になされる。そして、当然そこから抜け出せない人も多く存在する。そんな彼らを岩重氏は「被害者」と読んでいる。「日本は学費が高く、それでもって奨学金制度が貧弱で、でも借金で賄わせる。そうすると、たまたまお金の無い状況で進学しようと思うと、借金をせざるをえない。とても、理不尽な話ですよ。」

そのような「被害者」に、岩重氏は次のような道を提示する。「払えないと思ったら、自己破産を利用すべき。」他にもいくらか方法はあるが、自己破産が多くのケースで有効な方法になりうるといふ。日本では破産をすれば、奨学金の借金も棒引きになる(ただし、借主本人が破産しても、保証人は責任を免れない)。つまり、死してなお消えない借金が、自己破産をすれば帳消しになるのだ。自己破産しても周りの人に知られることはない。また、破産手続き中、職の資格が制限されることもあるが、一部の資格のみで、財産においても、生活に欠かせない家財道具、

それと99万円までの現金などは所持できる。私たちの多くは“破産”という言葉に、大抵の場合悪い印象を抱くことだろう。だが、そもそも奨学金による破産は個人の責任ではない。なぜなら、奨学金の問題は、学費の高騰、親の所得の低下、そして若年層の雇用の劣化など、日本社会全体の問題に関わっているからだ。「自己破産は人間らしい生活を送る権利として認められているんです。」と彼は最後に語ってくれた。